第百十条の五を次のように改める。

（卸売販売業者による医薬品の適正管理の確保）

第百十条の五　卸売販売業者は、医薬品の適正管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

2　前項に掲げる措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　従事者から卸売販売業者への事故報告の体制の整備

二　医薬品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施

三　医薬品の適正管理のために必要となる情報の収集その他医薬品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

第百十条の六を次のように改める。

（薬剤師又は登録販売者による医薬品の販売）

第百十条の六　店舗販売業者（動物用医薬品特例店舗販売業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）又は配置販売業者は、法第三十六条の九の規定により、医薬品の販売若しくは授与又は配置販売（以下この条において「医薬品の販売等」という。）を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に行わせなければならない。

一　指定医薬品　その店舗又は業務に係る都道府県の区域において医薬品の販売等に従事する薬剤師（当該薬剤師の管理及び指導の下で医薬品の販売等に従事する者を含む。）

二　指定医薬品以外の医薬品　その店舗又は業務に係る都道府県の区域において医薬品の販売等に従事する薬剤師又は登録販売者（これらの者の管理及び指導の下で医薬品の販売等に従事する者を含む。）

第百十条の七第一項中「第三十六条の六第二項」を「第三十六条の十第三項」に改め、同項第一号及び第二号中「ついては、」の下に「その店舗において」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の四号を加える。

四　当該医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該医薬品の適正な使用のために必要な情報を、動物の症状その他当該医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。

五　当該医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。

六　情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したことについて確認させること。

七　動物の症状その他当該医薬品を使用しようとする者の状況に応じて獣医師の診断を受けることを勧めさせること。

第百十条の七第二項中「第三十六条の六第二項」を「第三十六条の十第三項」に改め、「方法により」の下に「その店舗において」を加え、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の四号を加える。

二　当該医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該医薬品の適正な使用のために必要な情報を、動物の症状その他当該医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させること。

三　当該医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させること。

四　情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したことについて確認させること。

五　動物の症状その他当該医薬品を使用しようとする者の状況に応じて獣医師の診断を受けることを勧めさせること。

第百十条の九第一項中「及び」を「、第百十条の八及び」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

第百十条の七第一項	法第三十六条の十第三項	第三十六条の十第七項において準用する同条第三項
	その店舗	その業務に係る都道府県の区域
	販売又は授与に	配置販売に
	販売し、又は授与する	配置する
第百十条の八	第三十六条の十第四項	第三十六条の十第七項において準用する同条第四項
	第三十六条の十第三項	第三十六条の十第七項において準用する同条第三項
前条	第三十六条の十第五項	第三十六条の十第七項において準用する同条第五項
	その店舗	その業務に係る都道府県の区域
	販売又は授与に	配置販売に

第百十条の九を第百十条の十とする。

第百十条の八中「第三十六条の六第三項」を「第三十六条の十第五項」に改め、同条第一号及び第二号中「については、」の下に「その店舗において」を加え、同条に次の二号を加える。

四　当該医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該医薬品の適正な使用のために必要な情報を、動物の症状その他当該医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させること。

五　動物の症状その他当該医薬品を使用しようとする者の状況に応じて獣医師の診断を受けることを勧めさせること。

第百十条の八を第百十条の九とし、第百十条の七の次に次の一条を加える。

第百十条の八　法第三十六条の十第四項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　動物の種類、年齢及び雌雄の別

二　症状及び現にかかっている疾病がある場合、その病名

三　他の医薬品の使用の状況

四　当該医薬品に係る購入、譲受又は使用の経験の有無

五　その他法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を行うために確認が必要な事項

第百十一条第一項を次のように改める。

法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　店舗販売業者の氏名若しくは名称又は住所

二　店舗の構造設備の主要部分

三　店舗販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員

四　当該店舗において販売し、又は授与する医薬品の第九十二条第三項各号に掲げる区分

五　店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類

六　店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）にあっては、その店舗管理者の氏名又は住所